

## 大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大潟村の地域活性化及び地場産業振興を目的として、大潟村の新たな特産品の開発及び販売に要する経費に対し、予算の範囲内で、ものづくりチャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大潟村補助金等交付規則(昭和47年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱における「特産品」とは、本村で生産または製造される農産物や資源を用いて加工・製造され、大潟村の名を冠し、村の情報発信に資する農林水産加工品及び工芸品をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大潟村暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号から第3号に規定する者及び村長が補助金の交付目的に照らし不相当と認める者を除く。

- (1) 村内に居住する者
- (2) 村内に居住する者で構成する団体
- (3) 村内に事業所、店舗、工場等を有する法人
- (4) 県内に事業所、店舗、工場等を有し、当該特産品を村のふるさと納税返礼品として登録をする意思がある法人

2 前項に加え、次の要件を満たしていること。

- (1) 事業の継続性を認め得る実績または見込みがあること
- (2) 個人、法人、個人事業者及び団体の代表者等に市町村税等の滞納がないこと

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助金の額及び申請回数は別表に定めるとおりとする。

- (1) 新商品等開発事業
- (2) 機械設備等整備事業
- (3) 販売促進事業

2 前項の規定にかかわらず、国または他の地方公共団体からの助成や村からの他の助成を受ける、または受ける予定の経費は対象経費としない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(別紙1)
- (2) 大潟村ふるさと応援寄附金返礼品の登録に係る誓約書(別紙2)
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金交付決定後に、交付申請額に変更が生じた場合は、速やかに大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)に次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書及び変更収支予算書(別紙3)
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定)

第8条 村長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告書等)

第9条 実績報告は、大潟村ものづくりチャレンジ支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)による。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書及び収支決算書(別紙4)
- (2) その他村長が必要と認める書類

(実施結果の報告)

第 10 条 補助対象者は、補助事業実施年度終了後 2 年間にわたり、毎年度、大潟村ものづくりチャレンジ支援事業状況報告書(様式第 6 号)により、当該補助事業の実施状況を村長に報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 本要綱に定めのない事項は、本事業の実施に関し別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(ものづくりチャレンジ事業実施要領の廃止)
- 2 ものづくりチャレンジ支援事業実施要領は廃止する。

別表（第4条関係）

事業区分	対象経費	補助金の額		申請回数
		補助率	上限額	
新商品等開発事業	交付対象者が特産品の開発に要する経費のうち、研修講師謝金及び出張費、試作品の開発費並びに試作品試食会開催等による市場調査費用のうち、村長が適当と認めるもの	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内の額（算出した額に1,000円未	50万円	一交付対象者、一会計年度につき1回
機械設備等整備事業	交付対象者が特産品の開発のために新たに導入する、加工・製造または包装に係る機械等（消耗品を除く。）の経費のうち、村長が適当と認めるもの	満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）  ただし、ふる	50万円	一交付対象者につき1回
販売促進事業	交付対象者が開発した特産品の流通・販売及び宣伝に関連して実施する、ウェブサイト作成、包装容器開発、商品パンフレット作成等（なお、開発した特産品の販売開始日から1年以内に着手してものに限る。）に要する経費のうち、村長が適当と認めるもの	さと納税返礼品として開発する場合3分の2以内とする。	30万円	一交付対象者、一会計年度につき1回